

川崎市立病院医療安全管理担当者会議設置要綱

平成21年3月26日
20川病経第455号

(目的及び設置)

第1条 川崎市立病院医療安全対策委員会の所掌事務の円滑な運営を図ること等のため、川崎市立病院医療安全管理担当者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 医療安全対策の推進に関すること。
- (2) その他医療安全に関する必要な事項

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、病院局総務部庶務課長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 委員は、各市立病院の医療安全管理を担当する職員をもって充てる。

(招集)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 会議は、検討事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、病院局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則（平成21年3月26日20川病経第455号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(医療安全対策強化検討プロジェクト設置要綱の廃止)
- 2 医療安全対策強化検討プロジェクト設置要綱（16川健病第471号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月26日21川病総庶第2142号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23川病総庶第1932号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。